

策定の目的

- ◎現行の『第2次府中市住宅マスタープラン』の計画期間が平成25年度で終了することから、次期計画として策定を行います。
- ◎策定にあたっては、市民意向をはじめ、住宅政策に係る国・都の動向などを念頭におきながら、社会・経済情勢など時勢にマッチした計画として策定を目指します。

参考：国・都・市の住宅政策に係る主な動き

国の動き

- 「住生活基本法」の制定（平成18年6月）
⇒住宅自体のみならず居住環境を含めた住生活の「質」の確保・向上を重視。
- 「住宅セーフティネット法」の制定（平成19年7月）、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成21年5月、平成23年6月）
⇒高齢者をはじめとした、自力で住宅確保が困難な世帯の住まい確保の促進。
- 「耐震改修促進法」（平成18年1月）の改正
⇒大規模震災を見据えた、旧耐震基準による建築物等の耐震化の促進。
- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（平成20年5月）、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の制定（平成24年9月）
⇒住宅を含めた、まちの低炭素化の促進。

都の動き

- 「東京都住宅基本条例」の改正（平成18年12月）、「東京都住宅マスタープラン」の改定（平成24年3月）
⇒住宅市場とストックの一層の活用の促進、大震災に備えた住まいづくりの促進。
- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定（平成23年）
⇒発災時の物資輸送等の動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の強化。
- 『少子高齢時代にふさわしい新たな「すまい」実現プロジェクトチーム』報告書（平成21年11月）、「高齢者の居住安定確保プラン」の策定（平成22年9月）
⇒高齢期の住まい確保について「東京モデル」の位置づけ。

市の動き

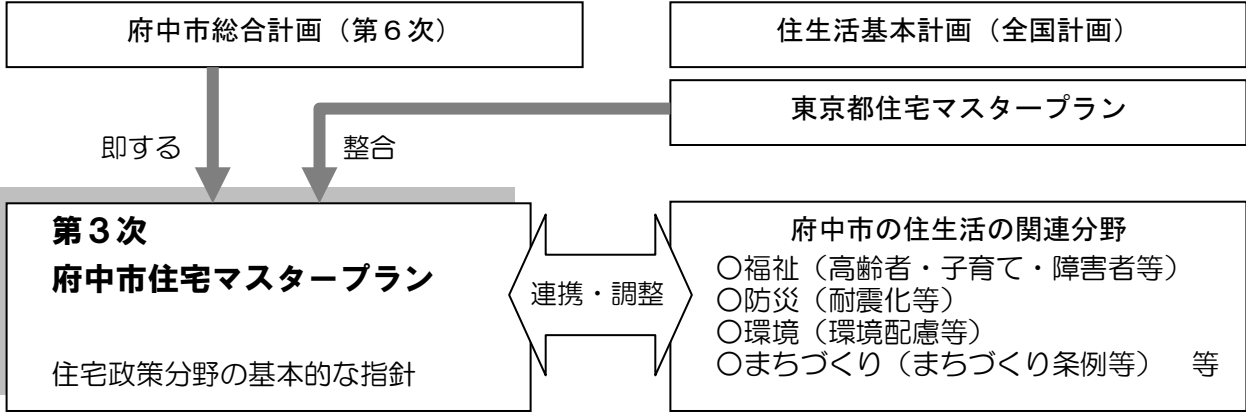
- 第6次府中市総合計画の検討（平成25年度中の策定を予定）
⇒“みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち”を基本理念に、「市民の居住環境の向上と生活の安定確保」を目指す。
- 府中市都市計画マスタープランの策定（平成22年3月（平成24年12月一部改定））
⇒「府中市地域まちづくり条例」を活用した、市民との協働によるまちづくりの促進。
- 府中市公共施設マネジメント基本方針の策定（平成24年5月）
⇒市営住宅を含む、本市公共施設の維持管理の方向性として、既存施設の効率的活用のもとに、施設の総量を抑制・圧縮を打ち出す。
- 第2期府中市地域住宅計画の策定（平成22年3月（平成24年3月改定））
⇒地域の多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に係る計画として、老朽化する市営住宅の改善・更新をはじめ、高齢者や障害者等の円滑な入居、老朽木造建物等の耐震化の促進に向け、施策を位置づけ。

計画期間

平成26年度～平成33年度（8年間）

計画の位置づけ

- 府中市の市政運営の基本方針である『府中市総合計画』（現在、第6次を策定中）に即し、主に住宅政策に関する分野の指針となる計画です。
- 平成18年に制定された『住生活基本法』にもとづく、「住生活基本計画」（全国計画）および「東京都住宅マスタープラン」を上位計画として整合を図ります。
- また、『住生活基本法』の理念のもとに、住宅のみならず、生活の質を高めていくための計画として、福祉や環境、防災、まちづくりなど関連分野との連携や調整を行う際の指針となります。



計画構成イメージ

第1章 計画の目的と位置づけ

- ①住宅マスタープラン策定の目的
- ②計画の位置づけ
- ③計画期間（平成26年度～33年度）
- ④計画の構成

※計画の位置づけを示します。

第2章 住まいづくりを取り巻く現状と課題

- ①国や都における住宅政策の動向
- ②市の住生活施策の現状（第二次からの施策の概要）
- ③市の住まいづくりを取り巻く現状（人口・世帯、住宅、土地利用等の現況整理）
- ④市の住まいづくりにおける課題（①～③を踏まえた課題）

第3章 住まいづくりの基本理念

- ①基本理念
- ②住生活の目標像

※策定中である第6次総合計画の理念などを踏まえ示します。

第4章 住まいづくりの基本方針

※基本方針および施策の提示

※基本理念を踏まえ、基本方針の柱建てを行います。
※各基本方針について、その実現のための施策を位置づけることを検討します。

第5章 計画の実現に向けて

- ①市民・事業者・行政の協働（生活の質の向上に向けて一丸となって推進する趣旨）
- ②多様な分野・主体の連携（多分野施策連携、関係機関連携（国・都・機構））
- ③重点施策
- ④計画の進行管理（点検作業（政策評価）・計画見直しの実施）

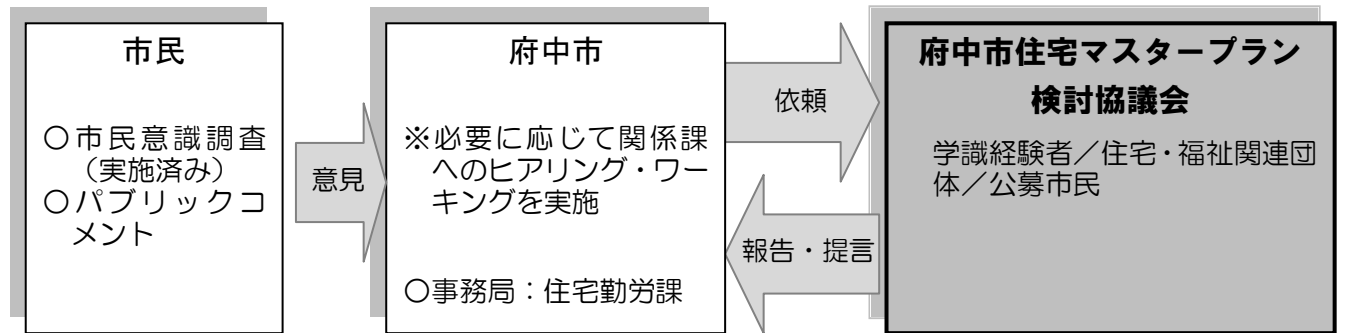
※特に重視して取り組んでいく「重点施策」を示すことを検討します。

計画の策定体制

○学識経験者、住宅・福祉関連団体、公募市民による『府中市住宅マスタープラン検討協議会』を中心とした討議をもとに、計画を策定していきます。

○庁内においては、必要に応じて、関係課へのヒアリングやワーキングを実施し、計画内容の協議・調整を行っています。

○市民意見は、平成 24 年度の基礎調査において実施した市民意識調査の結果を活用するとともに、パブリックコメントを実施します。



検討協議会の役割と主な検討内容

役割

○計画を検討する上で重要な視点や、計画に盛り込むべき内容などについて、さまざまな立場・目線から、ご討議していただく場としての役割を担います。

○市より検討内容についてご提示し、ご討議いただき、「第 3 次府中市住宅マスタープラン（案）」の提案してもらいます。

主な検討内容・案

◎府中市の住宅政策の基本的な考え方について（理念・目標像など）

◎府中市の住宅政策の基本方針・施策について

<基本方針の柱建てのイメージ>

- 住まいの安定確保について：住宅セーフティネット（公営住宅）／高齢期の住まいのあり方／障害者・子育て関連／住まいの総合的な相談窓口
- 良好な住宅ストック形成について：耐震化の促進／バリアフリー化／環境負荷の低減／分譲マンションの維持・管理・更新／公的住宅の計画的修繕・更新
- まちづくりとの連携について：地域まちづくりにおける住宅づくり（景観など）／大規模な土地利用に係る取り組み（土地利用転換・住宅団地再生など）

◎重点的に取り組むべき施策について

など

おおむねのスケジュール

